

様式第8号

指令第40号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市南の森西4丁目4番地11
有限会社 双幸運輸
氏 名 代表取締役 平 尾 徳 實

令和5年3月14日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（ボサ・伐根等）
営業所の所在地及び名称		帯広市南の森西4丁目4番地11 有限会社 双幸運輸
許 可 期 間		令和5年3月20日から 令和7年3月19日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		清水町全域
許 可 条 件	収集した廃棄物の搬入場所	上川郡清水町字羽帯南9線82番地1 葵リサイクル株式会社 一般廃棄物中間処理施設
	そ の 他	関係法令及び条例、規則、指示を遵守すること

令和5年3月20日

清水町長 阿 部 一 男

